

豊岡河川国道事務所 Instagramページ運用ポリシー

1. 目的

国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所（以下、「豊岡河川国道事務所」という。）が実施する事業等の取り組みに関する発信をすることを通じ、豊岡河川国道事務所が進める事業について、理解を深めていただくことを目的としてInstagramページアカウントを取得、情報発信を行います。

Instagramページを通じた情報発信にあたり、当アカウントの運用方針を以下のとおり定めます。

2. アカウント・ユーザーネーム

アカウント：国土交通省 豊岡河川国道事務所

ユーザーネーム：kinki_toyooka_mlit

3. 運用方法

発信内容は、豊岡河川国道事務所に関する以下のさまざまな情報を発信するものとします。

- ・豊岡河川国道事務所が取り組む事業に関する情報
- ・豊岡河川国道事務所が主催・共催し、一般参加が可能な講演会、イベント等の情報
- ・その他、豊岡河川国道事務所が必要と判断した情報

【留意事項】

- ・写真等において職員以外の個人が特定されるものは、本人の承諾がない場合は、原則使用しない。
- ・要保護情報は、発信しない。
- ・リンク先のドメインが表示されないため、URL短縮サービスは、原則使用しない。

4. 発信者

国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所

5. 注意事項

(1) 当Instagramページへのコメント、メッセージの個別対応は、原則としていたしませんのであらかじめご了承ください。

ご意見がございましたら、豊岡河川国道事務所ホームページのお問い合わせよりご意見願います。

(2) 以下の項目に該当する場合は、利用をご遠慮ください。発信内容に関係のないコメントや、以下の事項に該当すると判断したコメントは、コメントの投稿者に断りなく全部又は一部を削除する場合があります。

- ・法令等に違反するもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・犯罪行為を助長するもの

- ・特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるもの
- ・本人の承諾なく、個人情報を開示・漏洩する等のプライバシーを侵害するもの
- ・第三者の特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権などを侵害するもの
- ・営利を目的としたもの
- ・記載された内容が虚偽または著しく事実と異なるもの
- ・Instagramの利用規約に反するもの
- ・その他、運営上、不相当であると判断されるもの

(3) 下記の事項等につきまして、責任を負うものではありません。予めご了承ください。

- ・利用者が当Instagramページを利用したことにより、または利用できなかったことにより被った損害
- ・当Instagramページに関連して生じた利用者間のトラブルまたはその被った損害
- ・当Instagramページに関連して生じた利用者と第三者とのトラブル、またはその被った損害

6. 知的財産権について

- ・当Instagramページに掲載されている写真、イラスト等の知的財産権は、国土交通省又は正当な権利を有する者に帰属します。
- ・当Instagramページ掲載記事に対する「フォロー」機能については、自由に使用していただくことができます。また、出所を明記しての転載は可能です。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記がある場合には、この限りではありません。

7. Instagramページ運用方針の周知・変更等

本運用方針の内容は、豊岡河川国道事務所ホームページに掲載し、周知します。

また、本運用方針は必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を当Instagramページに掲載します。

8. その他

情報発信については、本運用方針のほか、内閣官房情報セキュリティセンター、総務省、経済産業省の指針（平成23年4月5日付）に基づき、運営します。

Instagramの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに利用を中止し、発信内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとなります。

令和6年3月11日
豊岡河川国道事務所